

2024年5月29日(更新)

2024年1月4日(初掲)

ネオファースト生命保険株式会社

**「令和6年能登半島地震による災害」にかかる
災害救助法適用地域のお客さまに対する特別お取扱いについて(追加対応含む)**

この度の令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申しあげますとともに、被災された皆さまに謹んでお見舞い申しあげます。

ネオファースト生命保険株式会社(社長 上原 高志)は、この度の災害における災害救助法適用地域(※1)のお客さまを対象に下記の特別お取扱いを実施いたします。

(※1) 対象地域は内閣府 HP「災害救助法の適用状況」をご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

記

1. 保険料のお払込み等について

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害による影響によりお払込みが困難な場合、お客さまからのお申出により、2023年11月分以降の保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月延長させていただきます。(※2)

(※2) 保障をご継続されるためには、保険料払込猶予期間の延長分の保険料を2024年7月31日までにお払込みいただく必要がございますが、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合、お客さまからのお申出により、猶予期間分の保険料の払込期限を最長2025年2月28日まで再延長いたします。

2. 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

3. 必要な入院治療を受けられなかった場合の特別お取扱いについて

この度の災害では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることを踏まえ、入院給付金のお支払いについて次のとおりお取扱いいたします。

(1) ご入院を直ちに出来なかった場合

この度の災害により、入院治療が必要なけがをされたものの、被災地等の事情により直

ちにご入院することが出来ず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申出をいただくことにより、けがをされた日からご入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2)ご退院が当初の予定より早まった場合

引き続き入院治療が必要であったものの、病院等の事情により、ご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設（病院と同等に見なせる施設）等で医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(3)ご入院出来なかった場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、病院等の事情によりご入院出来ず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

4. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の免除）について

この度の災害における災害救助法適用地域で被災されたご契約者が新たに契約者貸付をご利用になる場合、以下のとおり特別金利（利息の免除）を適用させていただきます。

対象のご契約	「一定期間災害保障重視型定期保険」（法人向け商品） 「一定期間災害死亡保障重視型生活障害定期保険」（法人向け商品）
特別金利	年 0.0%
契約者貸付金額の上限	解約返還金の一定割合以内
特別金利適用期間	2024年7月31日
新規貸付受付期間	2024年1月1日から2024年3月31日まで

【お客さまからのお問い合わせ先】

ネオファースト生命コンタクトセンター 0120-312-201

受付時間 9:00~17:00（日曜日・祝日・年末年始除く）

本内容に変更が生じた場合は(特別な取扱いの追加含む)、こちらで速やかにお知らせいたします。

以上